

事業者による

# 障害がある人への

# 合理的配慮の提供義務化について

仙台市障害理解促進  
キャラクター「ココロン」



障害の有無にかかわらず、誰もが住みやすいまちづくりをより一層推進するため、

事業者による合理的配慮の提供を義務化いたします。

(令和5年10月1日 仙台市障害者差別解消改正条例施行)



## 「合理的配慮」

### 知っていますか？

障害のある人は、社会の中にあるバリアのために、生活しづらい場面があります。

そのバリアを取り除いてほしいと思いが示された場合に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

### 例えば…

飲食店で備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保する

自分で文字を書くことが難しい人には、本人の意思表示に基づき複数人で確認の上、代筆する。

障害者の差別解消に向けた理解促進  
ポータルサイト（内閣府）はこちら



「合理的配慮」  
実際にどうすれば  
いいの？

当事者アドバイザー  
派遣（※）

障害のある人が実際に店舗などを訪ねて、一緒に考えご提案させていただきます！



仙台市内で  
イベントを開催予定の  
事業者の方

合理的配慮  
補助金（※）

手話通訳者・要約筆記者などの派遣費用の一部を補助します！



障害について学びたい  
日常業務や地域貢献  
活動に活かしたい

障害理解サポーター  
養成研修

障害のある人が講師となり、実体験を踏まえた講義を実施します。



（※）令和5年10月1日より開始

お問い合わせ先

仙台市健康福祉局障害企画課  
仙台市青葉区国分町 3-7-1 市役所本庁舎 6 階  
電話：022-214-8163 FAX：022-223-3573  
Eメール：fuk0053330@city.sendai.jp

各メニューの  
詳細は裏面へ



## 当事者アドバイザー派遣

令和5年10月1日より開始

- 市内の事業者様のご要望を伺い、障害のあるアドバイザーをマッチングし派遣します。
- 約1時間程度、費用は無料です。

詳細やお申込みは、  
こちらの仙台市  
ウェブサイトから



## 合理的配慮補助金

令和5年10月1日より開始

- 対象となるイベントは、障害のある方を含む不特定多数の参加が見込まれるものです。(例 飲食、物販、医療等の各種イベント、講演会、説明会、体験教室 など)
- 対象となる主催者は、市内の事業者、町内会、ボランティア団体、市民活動団体です。
- 手話通訳者・要約筆記者などの派遣費用補助上限額 50,000円 (補助率3/4)

手話通訳者、要約  
筆記者の派遣はみ  
やぎ通訳派遣セン  
ターへ、ご相談く  
ださい。

電話/FAX 022-393-5504  
miyagi.haken4023@gmail.com



手続きの流れや申  
請に必要な書類は、  
こちらの仙台市  
ウェブサイトから



## 障害理解サポーター養成研修

- 障害のある人による実体験を踏まえた講義を行います。障害に対する良き理解者を養成し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進める取り組みです。
- 車いす実技体験、グループワーク、テーマに合わせた講話など、ご要望に応じた内容を実施します。
- 金融機関、交通事業者、宿泊事業者、大学・専門学校、小売業、地域包括支援センター、町内会、民生委員などの企業・団体の皆様にご活用いただいています。

詳細や研修のお申  
込みは、こちらの仙  
台市社会福祉協議  
会ウェブサイトから

